

第12章 準備書に対する経済産業大臣の勧告

電気事業法第46条の14第1項の規定に基づく環境影響評価準備書についての経済産業大臣の勧告（平成30年4月18日）は次のとおりである。

経済産業省

20170901保第10号

平成30年4月18日

くにおみウインド1号合同会社

代表社員 日本風力エネルギー株式会社

職務執行者 アダム・ベルンハード・バリーン 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



くにおみウインド1号合同会社「（仮称）中里風力発電所の設置に係る環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年9月1日付けで届出のあった「（仮称）中里風力発電所の設置に係る環境影響評価準備書」について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の14第1項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

また、同条第4項の規定に基づき、青森県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく青森県知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の12の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮するとともに、電気事業法第46条の14第2項の規定に基づく環境大臣の意見を聴き審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

1. 総論

今後の事業の実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 地形の改変に係る環境影響

本事業は、風力発電設備の設置及び工専用・管理用道路の新設により比較的大規模な土地の改変が行われることに加え、切土を主体とした計画となっていることから、多くの残土が発生すると予測されており、土地の改変に伴う水環境及び生態系等への影響が懸念される。このため、擁壁等の構造物の活用等による切土量及び盛土量の最小化、道路等の切土量及び盛土量のバランスの追求等により、可能な限り土地の改変を抑制すること。特に風力発電設備 WTG9 については、設置により相対的に大きな切土工及び盛土工が計画されていることから、自然度の高い植生のまともにも配慮の上、配置等の見直しを行うこと。

(2) 鳥類に対する環境影響

対象事業実施区域及び十三湖を含むその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類及びハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。このため、これらの鳥類等に対する影響を可能な限り回避・低減する観点から、供用後の飛翔経路の変化及びバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、希少猛禽類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合には、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置につ

いて、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

(3) 騒音に対する環境影響

本準備書における環境影響評価によれば、工事用資材等の輸送に伴う騒音は、本事業者が参考とした道路に面する地域に係る環境基準値を3 dB 上回ると予測されている地点があることから、騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、工事用資材等の輸送効率化による車両台数の削減、複数の輸送ルートを採用や低速走行等の環境保全措置を講ずることにより騒音による生活環境への影響を極力低減すること。また、近隣住民の生活環境への影響について確認するとともに、影響が懸念される場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。